

達 示 第 2 0 号

平成11年12月10日

川越少年刑務所長 中 角 久 典

「被収容者遵守事項」の改正について

被収容者遵守事項を別紙のとおり定め、本年12月20日から施行する。

おって、昭和54年3月1日付け達示第2号「被収容者遵守事項（未決・既決）」  
については廃止する。

達 示 第 2 0 号

平成11年12月10日

# 被收容者遵守事項

川 越 少 年 刑 務 所

浦 和 拘 置 支 所

熊 谷 拘 置 支 所



## 被収容者遵守事項

次に掲げることは、君たちがこの施設に収容されている間（この施設の職員によって護送される場合も同じ。）は守らなければならない事項です。これに違反すると、監獄法第59条によって懲罰を科されることがあります。

なお、その違反が刑罰法令にも触れるときは、刑事事件として取り扱われることもあります。

### 第1 拘禁作用を害する行為

#### 1 (逃走)

逃走し、又は逃走することを企ててはならない。

#### 2 (自殺)

自殺を企ててはならない。

#### 3 (無断離席)

許可なく走ったり、指定された席又は場所を離れ、若しくは故意に職員の視線の及ばない場所に出てはならない。

#### 4 (不正連絡)

許可なく又は許可された方法によらず、他の被収容者、外部の者又は外部の機関と連絡し、又は連絡することを企ててはならない。

#### 5 (自傷)

自傷し又は自傷することを企ててはならない。

#### 6 (異物えん下)

要求、反抗又は自傷の手段等として、異物を飲んで是不なる。

#### 7 (異物挿入等)

陰茎、肛門等身体に異物を入れ又は許可なく取り除いてはならない。

#### 8 (拒食)

要求又は反抗の手段として、拒食をしてはならない。

#### 9 (診療拒否等)

正当な理由がなく、診察・治療・投薬等を拒み若しくはこれらを強要し、又は偽りの症状を申し立ててはならない。

### 第2 施設の安全を害する行為

#### 1 (危険物の製作等)

他人の身体又は財産に危険を及ぼすおそれのある物を製作し、持ち込み、隠匿し若しくは授受し、又はこれらの企てをしてはならない。

#### 2 (建造物等の損壊)

施設の建物、設備、備品等を故意又は重大な過失により壊し、若しくは壊すことを企ててはならない。

#### 3 (設備の機能妨害等)

電気若しくは上下水等の利用を困難にし、又は非常ベル等通報設備若しくは視察孔等視察設備の機能を妨害することを目的として、施設の設備等を工作し、若しくは工作することを企て、又は作動させてはならない。

4 (通行妨害)

通行を妨害する目的で、施設内各所の通路、出入口等に障害物を置き、工作を施し、又はこれらの扉の開閉を妨げてはならない。

5 (火気不正使用等)

許可なく、マッチ、ライターその他の物を用いて火を発し、又は火を発することを企ててはならない。

6 (人心かく乱)

被収容者、職員等の人心をかく乱することを目的として、虚偽の風説を流布し、又は流布することを企ててはならない。

第3 物品等の適正管理を妨げる行為

1 (不正製作等)

第2の1に定める物以外であっても、許可なく製作し、加工し、所持し、若しくは隠匿し、又はこれらのことを企ててはならない。

2 (不正使用)

使用を許されている設備又は物品を、許可なく本来の目的と異なる用途に用いてはならない。

3 (不正洗濯等)

指定された時、場所若しくは方法によらず、衣類等を洗濯し、又は洗髪し、身体を洗い若しくは濡れたタオル等で身体を拭いてはならない。

4 (不正授受等)

(1) 許可なく他人の物を譲り受け若しくは借り、又は自己の物を他人に譲り渡し、貸し若しくは廃棄してはならない。

(2) 他人の物を盗み、脅し取り、取り上げ、汚損し、き損し、又は隠匿してはならない。

5 (作業用品の破損等)

故意に、作業上の製品、材料、道具等を汚損し、き損し、若しくは隠匿し、又は不良製品を製作してはならない。

6 (喫煙等)

たばこ及び酒、若しくはこれらと類似の物を所持し、作り、授受し、用い、又はこれらのことを企ててはならない。

7 (覚せい剤等)

覚せい剤及び大麻、又は許可なくシンナー若しくはこれと類似の物を所持

し、授受し、用い、又はこれらのことを企ててはならない。

#### 第4 他人に迷惑を及ぼす行為

##### 1 (暴行)

他人に暴行を加え、又は加えることを企ててはならない。

##### 2 (けんか等)

他人とけんかし、若しくは口論し、又はこれらのことを企ててはならない。

##### 3 (中傷等)

(1) 他人を中傷し、ひぼうし、又は侮辱してはならない。

(2) 他人に対し、粗暴な言動をしてはならない。

##### 4 (脅迫等)

他人を脅迫し、だまし、挑発し、困惑させる言動をし、又は威圧して義務なきことを強要してはならない。

##### 5 (呼出し)

けんか、脅迫等不正な目的のため、他人を呼び出し、又は呼び出すことを企ててはならない。

#### 第5 風紀を害する行為等

##### 1 (性的行為)

他人との間で、又は他人に対し、性的行為をしてはならない。

##### 2 (わいせつ行為)

他人に嫌悪の情を起こさせるようなわいせつな言動をし、又は故なく陰部を露出する等わいせつな行為をしてはならない。

##### 3 (わいせつ物等)

わいせつな絵画、文章、その他の物を作成し、所持し、又は他人に見せ、若しくは他人が見ることができると置き、あるいはこれらの行為をすることを企ててはならない。

##### 4 (同きん等)

(1) 一つの布団に二人以上が一緒に寝てはならない。

(2) 許可なく指定された就寝位置を変更してはならない。

##### 5 (文身等)

文身を施し、又は髪若しくは眉を著しく特異な形に変えてはならない。

##### 6 (賭博等)

賭博若しくは賭博類似の行為をし、又はこれらを企ててはならない。

#### 第6 課程を怠る行為

##### 1 (怠業等)

作業（請願作業を含む。以下同じ。）に就いている者は、正当な理由がなく作業を拒否し、怠け、又は他人の作業を妨害してはならない。

2 (課程拒否等)

作業以外であっても、教育訓練等特に義務付けられた課程を正当な理由がなく拒否し、又は妨害してはならない。

3 (作業安全義務違反)

作業に従事する者は、作業を行うに当たっては、就業者作業安全衛生心得に定められた事項又は職員から作業安全について指示されたことに違反してはならない。

4 (動作時限の拒否等)

正当な理由がなく、動作時限に従わず、又は他人が動作時限に従うことを妨害してはならない。

第7 処遇環境を害する行為

1 (落書き等)

建物、設備、備品、回覧紙、新聞紙又は図書(私本を含む。)等に落書きし、破棄し若しくは故意に汚損してはならない。

2 (張り紙)

許可なく第7の1に掲げるものに張り紙をしてはならない。

3 (騒音等)

大声を發し、放歌し、口笛を吹き又は壁、扉等をたたくなどして騒音を發し、静穏な環境を害してはならない。

4 (交談禁止)

次に掲げる場所又は時には、交談が禁止されているので、許可なく話をしてはならない。

(1) 場所

- ア 独居室
- イ 面会所待合室及びその廊下
- ウ 調べ室(待合室を含む。)
- エ 診察室(待合室を含む。)
- オ 入浴場
- カ 検身所
- キ 便所
- ク 裁判所仮監獄

(2) 時

- ア 就寝時間中(午睡を含む。)
- イ 人員点検中
- ウ 連行中

- エ 独居運動中
- オ 護送中
- カ 就業中
- キ 行事中
- ク 各種の教育中

(3) その他

職員が規律維持のため必要があると認めて交談を禁止した場合

5 (環境保全の妨害)

故意に、ごみや残飯を投棄し、たん・つばをはくなどして環境又は設備の保全を害する行為をしてはならない。

第8 施設の職員の正当な職務執行を妨げる行為

1 (抗弁等)

法令及び生活の心得又は作業及び日課実施上等の必要に基づく職員の職務上の指示に対し、抗弁、無視その他の方法で反抗してはならない。

2 (強要等)

職員に対し、強要にわたる要求をし、又は許可されていない方法により要求を繰り返してはならない。

3 (集団形成)

他人に対し、脅迫、威圧、要求若しくは反抗等の手段として集団を形成し、反社会集団への加入を勧誘し、又はこれらを企ててはならない。

4 (連行拒否)

正当な理由がなく、移送、転房、取調べ等のための職員の呼出し若しくは連行を拒否し、又はこれらを妨害してはならない。

5 (虚偽の申告)

職員の職務上の質問に対し、虚偽の申告をしてはならない。

第9 そそのかし等

他人に対し、前記各項に定める事項に違反することを勧め、あおり、そそのかし、又は手助けをしてはならない。

第10 刑罰法令違反

この遵守事項に定めるものを含め、刑罰法令に触れる行為をしてはならない。

